

衛生唱歌

客員相談役 藤井 基之



梅雨時は湿度や気温が高く、すぐにカビが生えたり食中毒の危険が増すなど、調理師の皆様も食品の衛生管理に頭を悩まされることと思います。特に、お刺身など生物の管理は大変なことでしょう。

ところで「衛生」という言葉は、明治になってから使われるようになりました。最初に使ったのは明治政府の初代衛生局長を務めた長与専斎という人です。

長与専斎は、明治の初めに岩倉具視が率いる遣欧使節団の一員として参加しました。長与は緒方洪庵の弟子で、かつ長崎の医学伝習所（現在の長崎大学医学部）のオランダ人医師ポンペに西洋医学を学んだ医師でした。ですから欧米の制度を視察する中で、特にドイツの医療や衛生制度を学んで帰国しました。この視察の成果として、彼は日本の近代医療行政や

薬事行政、薬学、製薬産業などの基礎を築きました。今日の医師制度、薬剤師制度をつくったのも長与専斎です。

長与専斎は、ドイツには「ハイジーン (Hygiene)」という言葉があり、それは疾病から人の生命や健康、生活を守るという概念で、そのハイジーンのための法令や施策が実施されていることを知りまして。そこで日本でもそういう役所を作ろうということになり、どのような名前にしようかと考えたそうです。

初めは古くからある「養生」という言葉を使おうとか、あるいはハイジーンを直訳した、健康とか保健などの文字を使おうか、しかしそれでは面白くないなど、いろいろ考えました。そのうち、「衛生」と「莊子」に、「衛生」といへる言葉あるを思いつき、これを健康保護の事務に

適用（専斎自伝「松香私志」）することとしたそうです。

莊子とは、紀元前三世紀から四世紀（中国の戦国時代の頃）の思想家ですが、この人の著書の一つ「庚桑楚篇」に「衛生の経」という言葉があり、次のような話が出てきます。

あるとき莊子の下に南榮という人がやってきて、いろいろと教えを乞うた。南榮はあるとき「つきましては、養生の常法である。衛生の経」についてお伺いしたいのですが」とたずねた。すると莊子いわく「衛生の常法とは、一を抱く、すなわち自然の大道と一致する事であり、自己の本来の性情を失わない事である。自己の置かれた境遇に安住する事であり、全てを自然のままに任せることである。」「常に心のびやかに、自己を空虚にし、

赤子のようにであれば良いのだ。赤子は一日中泣き続けても声がかれない、それは自然のままに声が出るのであって、自然の道と和合している。また一日中、手を握り締めながらその手がしびれない。赤子は、歩いてもどこに行こうという心がなく、常に何かをしようという考えもない。全て自己のおかれたままに物と順応して自然の成り行きにあわせ、波に揺られるように生きているのである。これこそ生命を全うするところの衛生の常法である」。

この逸話の内容と直接の関係はなさそうだが、長与専斎は「命を守る」という意味で、「衛生」という言葉を莊子から借用したわけです。

すべての食物、飲料は腹八分よりすこすなよ

さて、この衛生という新語、明治の人々の間で大人気になったそうです。「大日本私立衛生会」という会が発足し、「衛生演説会」を開けば大勢の人が押しかける。「衛生すころく」ができる。子供むけの「衛生唱歌」までできたそうです。その衛生唱歌の一節からの抜粋です。

食後はしばらく休息し
さて運動にかかるべし
雨のあしたや風の日も
車に乗るな ことどもらよ
いとまある日は野辺に出て
清き空気を十分に
吸うは滋養の食物を
食うに劣らぬものぞかし

どこか「メタボリック症候群予防唱歌」のようで、ぜひとも厚生労働省に推薦し
たくなりますね。

藤井 基之

- 生年月日 昭和22年3月16日
- 選挙区 参議院比例区
- 当選回数 1回
- 出生地 岡山県岡山市
- 趣味 音楽・読書
- 個人ホームページ

<http://www.mfujii.gr.jp/>

- その他 薬学博士・薬剤師
- 私の政治信条
私の政策の柱はA(エイジフリー)B(バリアフリー)D(ドラッグフリー:薬物乱用のない社会)社会創りです。
高齢者も、障害を持つ方も、国民誰もが安心して暮らし、元気で生活を送ることのできる長寿社会を創るために何かが必要か、を政治活動の根底においています。
好きな言葉「昨日の夢は、今日の希望、そして明日の現実」
- 活動報告
参院議員厚生労働委員会理事として、食品安全確保のための食品衛生法改正、健康増進法改正、薬事法改正、薬剤師法改正、クリーニング業法改正、国民年金法改正等に関与。
- 経歴
昭和37年 岡山大学教育学部附属中学校卒業
昭和40年 岡山県立岡山操山高等学校卒業
昭和44年 東京大学薬学部薬学科卒業
昭和44年 厚生省入省
平成9年 厚生省退官
平成9年 財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 専務理事
平成12年 日本薬剤師連盟 副会長
社団法人日本薬剤師会 常務理事
平成13年 参議院議員
平成16年 厚生労働大臣政務官
(平成16年9月~平成17年11月)
平成19年 日本薬剤師連盟 顧問
- その他
昭和大学薬学部 客員教授
共立薬科大学 客員教授
東邦大学薬学部 客員教授
新潟薬科大学 客員教授
千葉大学薬学部 非常勤講師
京都薬科大学 客員教授